

事務事業名		し尿の収集・運搬事業(し尿処理事業)		☐ 実施計画登載事業 ☐ 総合戦略登載事業	
政策体系	政策名	0 6 自然豊かな環境の保全と創造		事業期間	
	施策名	2 6 生活環境の保全			
	基本事業名	0 2 環境に配慮した生活の推進		☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 昭和39 年度～) ☐ 期間限定複数年度【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入	
根拠法令		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条、令第4条、浄化槽法第3条		予算科目	
所属	部課名	気仙広域連合 衛生課		会計 款 項 目 事業	
	課長名	山田宏基			
	係名	総務係	電話	0192-26-3739	
	担当者	小松 智	内線	(直通)	
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)				事務事業区分	
気仙広域連合衛生センターが、当広域連合の構成市町内における住民宅及び事業所(公共下水道利用を除く。)から排出されるし尿の収集及び衛生センターまでの運搬業務を民間業者1者へ委託し、浄化槽汚泥については、5者に許可を与え、収集運搬がなされている事業。 衛生課の収集・運搬に関する主な業務は、次のとおりである。①し尿収集運搬の委託(収集運搬処分手数料の徴収を含む。) ②委託業者に対する指導 ③委託業者のし尿収集運搬量の確認 ④浄化槽汚泥収集運搬業者からの許可申請に対する適正な審査と許可 ⑤許可業者に対する許可申請審査手数料の納入通知書の発行及び納入確認 ⑥許可業者の浄化槽汚泥収集運搬量(投入量)の確認 し尿の収集運搬業務に係る委託料は、当広域連合予算からの支出は発生しないが、委託業者が利用者から徴収している手数料(収集運搬手数料及び処分手数料)のうち収集運搬手数料を同業者がそのまま収入とすることにより当広域連合からの委託料としている。				A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)	
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)				全体計画(※期間限定複数年度のみ)	
気仙広域連合衛生センターが、当広域連合の構成市町内における住民宅及び事業所(公共下水道利用を除く。)から排出されるし尿の収集及び衛生センターまでの運搬業務を民間業者1者へ委託し、浄化槽汚泥については、5者に許可を与え、収集運搬がなされている事業。 衛生課の収集・運搬に関する主な業務は、次のとおりである。①し尿収集運搬の委託(収集運搬処分手数料の徴収を含む。) ②委託業者に対する指導 ③委託業者のし尿収集運搬量の確認 ④浄化槽汚泥収集運搬業者からの許可申請に対する適正な審査と許可 ⑤許可業者に対する許可申請審査手数料の納入通知書の発行及び納入確認 ⑥許可業者の浄化槽汚泥収集運搬量(投入量)の確認 し尿の収集運搬業務に係る委託料は、当広域連合予算からの支出は発生しないが、委託業者が利用者から徴収している手数料(収集運搬手数料及び処分手数料)のうち収集運搬手数料を同業者がそのまま収入とすることにより当広域連合からの委託料としている。				総投入量 (千円)	
				事業費 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計 (A) 0	
				人件費 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計 (B) 0	
				トータルコスト(A)+(B) 0	

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

し尿の収集運搬を1者に委託、浄化槽汚泥は5者に許可を与え、適正にし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を行った。また、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量の確認を行い、許可申請審査手数料を許可業者から徴収した。

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

構成市町内の住宅等のし尿の収集運搬については1者に委託し、浄化槽汚泥収集運搬については許可申請のある業者に対して適正な審査を行い許可を与えて収集運搬を行う。し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量の確認を行う。また、許可申請業者に対し審査手数料を徴収する。委託業者の指導を行う。

② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等

- 構成市町内の住民及び事業所
- 構成市町内で排出されたし尿 ○浄化槽汚泥
- 委託業者 ○許可業者
- 収集運搬手数料

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

- 委託業者が、住民及び事業所からの収集依頼に遅滞なく対応する。
- 構成市町内で排出されたし尿や浄化槽汚泥が、委託業者や許可業者により公衆衛生上問題のない状態で収集され衛生センターまで運搬される。
- 適正な価格でし尿が収集・運搬される。

④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)

排出されたし尿及び浄化槽汚泥が適正に処理される。

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 委託件数	件
イ 許可件数	件
ウ 委託料(=収集運搬手数料)	千円

⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 管内のし尿処理人口	人
キ 収集・運搬するし尿量(浄化槽汚泥量を除く)	kl
ク し尿収集運搬手数料(500あたり)	円

⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

名称	単位
サ し尿収集件数(浄化槽汚泥分を除く)	件
シ 住民等からの収集運搬に係る苦情件数	件
ス 収集・運搬手数料の県内施設比較(安い方が上位)	位

(2) 総事業費・指標等の推移

			年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(目標)
			単位						
投入量	事業費	財源内訳	千 円						
		国庫支出金	千 円						
		都道府県支出金	千 円						
		地方債	千 円						
		その他	千 円						
	人件費	一般財源	千 円						
		事業費計 (A)	千 円	0	0	0	0	0	0
		正規職員従事人数	人	3	3	3	3	3	3
		延べ業務時間	時 間	540	540	540	540	540	540
		人件費計 (B)	千 円	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
トータルコスト(A)+(B)			千 円	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
⑤活動指標		ア	件	1	1	1	1	1	1
		イ	件	5	5	5	5	5	5
		ウ	千円	208,153	201,099	195,079	163,171	182,859	111,848
⑥対象指標		カ	人	28,184	26,002	24,222	20,181	17,674	16,748
		キ	kl	31,336	30,245	29,246	27,851	27,157	16,644
		ク	円	330	330	330	330	336	336
⑦成果指標		サ	件	59,825	58,580	57,093	54,450	52,863	50,093
		シ	件	0	1	0	0	0	0
		ス	位	8/12	7/12	7/12	7/12	7/12	7/12

事務事業ID	1088	事務事業名	し尿の収集・運搬事業(し尿処理事業)
--------	------	-------	--------------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

昭和39年からし尿処理行政の効率的な運営を目指して2市2町(現在は2市1町)の広域で開始した。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

東日本大震災前は委託業者及び許可業者が収集・運搬するし尿等の量は、微減傾向にあった。震災後は公共下水道の供用開始区域が被災し仮設住宅への入居及び非被災地域への移転等により浄化槽汚泥の増加が顕著であったが、仮設住宅の撤去等に伴い減少に転じてきている。今後、構成市町の復興計画の動向等を見守ることとなるが、一定期間を過ぎれば、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設の普及もしくは人口・世帯の減少等に伴い、収集・運搬するし尿等の量はさらに減少するものと推測される。しかし、公共下水道、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設の対象外となる地域は確実に存在することから、ある時期をもって一定の水準に下げ止まり、この事業の必要性は継続していくものと考えられる。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

令和元年10月、消費税の増税に伴い、委託料(収集運搬手数料)の値上げを行う予定としているが、今後、収集量の減少が予測されることから、更に値上げの要望が寄せられる可能性があるため、その都度検討していく。

2 評価の部(SEE)＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 構成市町内で排出されたし尿を遅滞なく処理することは、公衆衛生上、また、一般廃棄物管理上において必要であることから、それに付随する収集・運搬業務についても適切なものである。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村はその区域内における一般廃棄物を収集、運搬及び処分しなければならないと定められている。当広域連合は、構成市町である大船渡市、陸前高田市、住田町の区域のし尿の収集、運搬及び処分に関する事務を行うことになっている。※し尿や浄化槽汚泥は、一般廃棄物に区分されている。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 委託業者又は許可業者が、構成市町内の住民宅や事業所から排出されるし尿や浄化槽汚泥を適正に収集・運搬することが最大の目的であるので、対象、意図とも適切なものである。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】 委託業者及び許可業者は、構成市町内の業者で、地理地形を熟知しており、日常業務だけでなく災害時等緊急の場合においても対応できる状態である。東日本大震災の際は、委託業者が所有する車両を流失し、一時的にし尿の収集が困難となったが、現在は震災前以上の車両台数(収集体制)となっており住民からの苦情もほとんど寄せられていないことから、これ以上の成果の向上余地はない。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 公衆衛生上、また、一般廃棄物処理上において、市町村等の責務であることから廃止することはできない。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 し尿収集運搬の委託業者は、現在1者(構成市町内業者)との随意契約となっているが、管内に業務を委託できる業者は他にない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託できないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 既にし尿収集運搬業務については民間業者に委託を行っており、実務上の経験、知識等の蓄積を持っていると考えられるため、民間業者のコスト意識に依存している状態である。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っている不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 収集・運搬費用はすべて受益者負担によるものであり、受益者からの要請と実績処理量に基づいて徴収されている。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性		(2) 改革・改善による期待成果																						
① 現状維持 ② 改革改善（縮小・統合含む） ③ 終了・廃止・休止		左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>●</td><td>×</td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		●	×																				
	低下		×	×																				
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																								
以前、し尿の収集運搬業務は、管内4業者に委託していたが、収集量の減少に伴い各業者の収集量も減少すると予想されたことから、4委託業者の一本化を指導し、平成13年4月から4業者合併後の新会社1社へ委託してきたものである。（現在、構成市町内で委託要件を満たしている業者は1社のみである。）																								

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
① 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止	構成市町のし尿処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な業務の継続に努める。 し尿の収集量が減少傾向にある中、適正な業務の継続が図られるよう、業務コストの検証を行うなど適正な収集運搬手数料についての検討の継続及び必要に応じて料金改定が必要である。